

笠間市告示第66号

令和6年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月20日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和6年2月27日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和6年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月27日	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
2月28日	水	休 会	議案調査
2月29日	木	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔予算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
3月 1日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
3月 5日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
3月 6日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 7日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月 8日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	休 会	議事整理
3月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和6年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和6年2月27日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和6年2月27日（火曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第10 議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める
条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について
- 日程第27 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について
- 日程第28 議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフ
レンドリーパーク野外ステージ）
- 日程第29 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第30 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 日程第31 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
議案第29号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第30号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）
議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算
議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算
議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算
議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算
議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙について

- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第10 議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第27 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について
- 日程第28 議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 日程第29 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第30 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 日程第31 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算
- 議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番畑岡洋二君、16番飯田正憲君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月20日の議会運営委員会において御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る2月20日、令和6年第1回笠間市議会定例会の会期日程等についての協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月27日から3月15日までの18日間といたします。

本日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、討論、採決を行います。また、令和5年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託をいたします。

なお、一般質問通告の締切りは、本日2月27日午前中までといたします。議案質疑の通告締切りは、同じく本日午後5時までといたします。

翌日2月28日は、議案調査のため休会といたします。

2月29日につきましては、午前10時から各常任委員会を開会し、付託されました補正予算の審査を行います。

その後、午後2時から本会議を開き、各常任委員会に付託された補正予算の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。また、予算以外の議案については、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託をいたします。さらに、令和6年度の各会計の予算審査のため、予算特別委員会を設置、付託いたします。

3月1日金曜日、4日月曜日、5日火曜日の3日間で各常任委員会を開催し、6日、7日、8日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

11日は、議事整理のため休会といたします。

12日、13日、14日の3日間で一般質問を行います。

なお、討論通告の締切りは、14日木曜日午前中とさせていただきます。

最終日の15日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、議会運営委員会から報告いたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から3月15日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月15日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より法令等に基づく報告事項4件が提出されております。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

また、議会閉会中の議員の派遣についてであります。笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

以上、御報告いたします。

施政方針について

○議長（大関久義君） 日程第4、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和6年度施政方針を申し上げる前に、1月1日元旦に発生いたしました令和6年能登半島地震について、震災によって亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りしますとともに、被害に遭われ、今なお厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

震災発生から間もなく2か月が過ぎようとしていますが、いまだ多くの方々が避難所生活を送っておられるなど、被災地では非常に厳しい状況が続いています。本市でも被災地への支援のため、先月7日から県内の他の自治体と連携して職員の派遣を順次、行っているほか、同じく4日から募金受付を始め、今月8日に石川県の東京事務所を通じて、これまでお寄せいただいた義援金を被災地に届けたところでございます。また、今月8日には、石川県輪島市への支援物資としてブルーシート500枚のほか、土のう袋1,000枚などを危機管理課と消防の職員で届けました。

現地では今も必要な物資が十分に行き届いてない状況にあり、また断水も続いていることから、生活の再建には時間がかかる見通しとのことであります。被災地の1日も早い復旧、復興を願いますとともに、今後も引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。また、このような自然災害は、いつ、どこで発生するか予測できませんので、本市の防災対策の強化についても進めてまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度の施政方針について申し上げます。

初めに、市政を取り巻く状況についてであります。

今国会冒頭の岸田首相の施政方針演説において、経済対策と少子化対策を政府が取り組む最重要課題として掲げております。

まず、経済対策については、国における物価高騰対策を盛り込んだ補正予算の成立を受け、本市においても昨年12月の市議会定例会において補正予算を御承認いただき、プレミアム商品券の発行による家計支援など、物価高騰対策事業を進めているところでございます。

国においては、先に閣議決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策により、引き続き物価高騰対策、賃上げの実現、企業の稼ぐ力の強化などの取組を進めていくこととしております。本市としても、国の施策に連動した地域経済の基盤と稼ぐ力の強化のために取組を迅速に進めてまいります。

一方、政府は、人口減少問題を日本社会の最大の戦略課題として、少子化対策に全力で取り組んでいくとしています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した地域別将来推計人口によると、本市の2050年の総人口は今よりも3割以上減少し、5万人を下回る見込みであり、また働き手となる生産年齢人口については今よりも4割以上減り、65歳以上の高齢者人口とほぼ同じになる。14歳以下の人口については総人口の1割を切り、今よりも半減するという厳しい結果が示されております。

さらに、民間有識者でつくる人口戦略会議が先月9日に岸田内閣に提言した人口ビジョン2100によりますと、日本の総人口は僅か76年後の2100年に約6,300万人に半減し、急激な人口減少による市場の縮小によって経済・社会システムが現状維持できなくなると指摘しております。このことから、2060年までに合計特殊出生率を2.07までに回復させ、安定的で成長力のある8,000万人国家を目指すべきとし、今取り組まなければならない具体策として、若者の雇用改善、女性の就労促進、総合的な子育て支援制度の構築、外国人材の活用などを掲げています。本市にとっても、少子化対策は真っ先に取り組まなければならない課題であり、国の動きを注視しながら、本市独自の子ども・子育て施策を着実に進めてまいります。

このような市政を取り巻く状況を踏まえ、令和6年度は「未来に向けた笠間市づくり」を重点課題とし、「子ども・子育て」、「地域経済の強化」、「女性活躍」と、ここに「防災対策の強化」を加えた四つの重点プロジェクトを設定し、笠間市の将来に向けた成長と持続に資する取組を進めてまいります。

初めに、防災、災害回復力の強化についてであります。

我が国は地震の多発国であり、2011年3月の東日本大震災をはじめ、2016年4月の熊本地震、2022年3月の福島県沖地震、そして本年1月の能登半島地震と各地に大きな被害を与えた地震が頻発しています。また、近年は地球温暖化の影響による豪雨や巨大台風など、これまでの想定をはるかに超える自然災害の発生も懸念されるところであります。このことから、令和2年に策定した笠間市国土強靱化地域計画に基づき、防災、災害回復力の強化の取組を進めてまいります。

まず、防災対策の強化についてであります。現在市内には6か所の拠点避難所と5か所の福祉避難所が指定されていますが、このうち拠点避難場を新たに2か所（友部第二中学校、いわまB&G海洋センター体育館）拡充を図るとともに、避難所環境向上のため、備蓄する簡易ベッドの増設や、飲料水の確保策として、1,000リットルの水を貯水できる組立て式給水タンクの配備など、防災資機材、備蓄品を充実させてまいります。

また、災害時の迅速な対応のため、地震や洪水など、具体的な災害を想定した市民との総合防災訓練を実施するとともに、市役所や消防、警察、自衛隊などのOB職員を災害時の被災者支援、復旧活動等に協力してもらう災害時支援員登録制度や、断水の際に個人宅の井戸を地域住民に開放するための仕組みなど、新たな防災対策についても進めてまいります。

自主防災組織については、令和5年度に新たに1組織が結成し、組織数は156団体で、組織率は64.41%となっております。令和6年度は、地域の防災訓練等への支援をはじめ、老朽化した資機材等の更新に必要な費用の補助などを行い、さらなる地域防災力の強化に取り組んでまいります。

原子力災害への備えとしては、東海第二発電所から30キロ圏内の区長等を対象に、スクリーニング検査を体験していただくなど、避難時行動を想定した民間事業者との連携による原子力災害対応研修を実施してまいります。

次に、消防体制の強化についてですが、消防強靱化計画に基づき、消防職員の計画的な人員確保を進め、消防体制の強化を図ってまいります。また、激甚化する自然災害への対応力を強化するため、悪路走破性の高い消防車両や、倒壊した建物から要救助者を救出するための資機材を計画的に配備するとともに、訓練による災害現場での対応力を強化してまいります。

消防団については、団員の高齢化や成り手不足、昼間の活動が困難となるなどの様々な課題に対応するため、笠間市消防団審議会を設置し、分団の統廃合などを含めた今後の消防団組織の在り方について議論を進めてまいります。

次に、都市基盤の強化についてであります。

能登半島地震では、道路などの交通網の寸断による物資輸送の途絶や水道、電気、通信設備などのライフラインの甚大な損傷により、住民の生活再建に困難を来す状況が長期化しました。このことから、大規模災害に対応するため、都市基盤の強化に取り組んでまいります。

まず、災害時の広域避難や物資搬送のための重要な交通インフラとなっている北関東自動車道へアクセスする笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業については、笠間パーキングエリアに接続するアクセス道路の改良工事などを、県やNEXCO東日本と連携を図りながら進めてまいります。

道路整備につきましては、市役所前の市道1級13号線ほか友部地区の緊急輸送道路等の無電柱化や橋りょうの点検・補修、狭あい道路の拡幅、排水路の整備など、適正な維持管理による防災・減災対策を進めてまいります。

河川の氾濫対策としては、市内を流れる主要河川である涸沼川等について、県とともに引き続き計画的な河川改修を進めてまいります。

次に、二つ目として、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトでございます。

本市の昨年の出生者数は316人で、今年度に20歳を迎えた人数668人の半分以下という状況でございます。少子化は喫緊に対応すべき課題でもあります。このことから、若い世代が希望を持って結婚し、安心して子どもを産み、育てられる社会を目指し、子ども・子育て施策を最重要課題として取組を進めておるところでございます。

まず、こども部の新設についてであります。

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉と母子保健に関する包括的な支援を行うため、4月から新たにこども部を創設いたします。こども部には、こども政策課、こども福祉課、こども育成支援センターの三つの課を配置し、総合的な子育て支援策を推進するとともに、保健師や社会福祉士、心理士、精神保健福祉士などの専門職が連携しながら、妊産婦や子育て世帯などからの相談を受け、必要な支援を一体的に実施するための体制強化を図ります。

次に、妊娠から出産、子育てへの切れ目のない支援についてであります。

まず、妊娠を望む方に対する支援としては、不妊や不育症の検査・治療等に要する費用補助、将来子どもを産み、育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等への妊孕性温存療法と温存後生殖補助医療に要する費用補助などを行ってまいります。

出産後の子育て支援体制の確保を目的とした産後ケア事業につきましては、これまでの宿泊型・デイサービス型に加え、県立中央病院の協力をいただき、アウトリーチ型の相談支援を行うとともに、里帰り等で県外の産婦人科で産後ケアを利用された方への補助なども新たに実施をしております。

また、妊娠期から出産、子育てまでの伴走型の相談支援と併せ、妊娠届出時と出生後にそれぞれ5万円を給付する経済支援も継続して実施をしております。

次に、義務教育期における子育て世帯への支援についてであります。

まず、小学校の新入学生に対しては、再生ペットボトル繊維を使用し、環境に配慮したエコランドセルを引き続きプレゼントをしております。また、中学校等への進学に際しては、制服等購入費用の一部として、1人につき3万円を支給しております。さらに、高校等への進学時には、新生活を応援するため、1人につき5万円を支給するなど、義務教育期のライフステージに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、学校給食における保護者の負担軽減策についてでございます。

物価高騰の影響により食材の価格も値上がりしている中で、質や量を落とすことなく安定的に提供するために、食材費の価格高騰分を市が負担することで、給食費の値上げをせず、保護者の負担軽減を図ります。さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳までの子を3人以上養育する世帯を対象に、小中学校・義務教育学校に在籍する第3子以降の給食費を無償化といたします。

次に、三つ目として、地域の稼ぐ力強化プロジェクトであります。

本市の魅力ある農産物、観光資源を生かした市民の所得向上と、地産地消などによる地

域内の経済循環といった双方の取組を促進をしております。また、企業や宿泊施設等の誘致を進めることで、地域内に新たな需要を生み出し、経済の活性化を図っております。

初めに、笠間の栗ブランド化についてでございます。

2020年の農林業センサスにおいて、笠間の栗の生産農家数は669経営体、栽培面積は484ヘクタールと、いずれも全国一となっておりますが、一方で生産者の高齢化や後継者不足、市場に流通する栗の品質のばらつきなどの課題もございます。このようなことから、儲かる笠間の栗産地づくり協議会が中心となりまして、笠間の栗のさらなるブランド力向上のため、生産、加工、販売、ブランド化の四つの要素からそれぞれ取組を進めてまいります。2028年までに10アール当たりの収穫量を200キロ、1キロ当たりの単価1,500円を目標に掲げ、栗の生産規模拡大を図る生産者への支援や作業の省力化の機械導入への補助、剪定講習会による栽培技術の向上などに取り組んでまいります。

また、むき手マイスター養成講座による加工技術の継承、新たに加工事業に取り組む生産者に対する機材等の購入補助、常温で販売できる栗商品の開発などを進めるとともに、ブランド化について、販売する生栗の品質向上を図るとともに、厳格な品質審査による笠間の栗ブランド認証制度を確立させてまいります。

遊休農地となっている水田を栗畑に転換するための笠間の栗水田畑地化モデル事業につきましては、令和6年度に測量設計、令和7年度に工事、令和8年3月に栗の植栽を予定し、計画的に事業を進めてまいります。

次に、観光戦略の推進についてでございます。

昨年は、茨城デスティネーションキャンペーンとテレビCMの放映、そこに栗や菊のシーズンが重なったことなどから相乗効果を生み、多くの観光客の方が同時期に来訪され、コロナ禍前以上ににぎわいとなりました。この好機を逃さず、さらなる観光客の呼び込みを図るため、CMの撮影地をめぐる市内周遊ツアーの造成など、アフターDCの取組もしっかりと進めてまいりたいと思っております。

次に、笠間工芸の丘については、来年3月のリニューアルオープンに向け、現在改修工事を進めているところでありますが、この4月には新たなレストランを先行オープンさせ、笠間の地元食材を使ったメニューなどを提供してまいります。また、6月には彫刻家で日本芸術院会員でもある能島征二氏のギャラリーを施設内に設置するなど、笠間の食と陶芸などの体験、そして芸術を一体のテーマとした魅力を創り出す施設として、笠間工芸の丘株式会社の指定管理の下、運営を行ってまいります。

次に、企業誘致の推進についてであります。まず茨城中央工業団地笠間地区周辺地域においては、これまで9社の製造・物流企業が操業を開始しており、今後3社が操業開始の準備を進めているところでありますが、引き続き残り28ヘクタールの区画についても、県の主導の下、積極的な誘致活動を行ってまいります。

そして、安居工業地域の整備につきましては、令和7年度中の完成を目指し、その基盤

となる道路や水路等の整備を進めてまいります。

次に、台湾交流事業についてでございます。

台湾との交流については、3か年の活動計画を定め、グローバル人材の育成、笠間の栗や農産物加工品の販路拡大、台北市及び旅行会社等と連携したインバウンドの推進などの取組を進めてまいります。

また、中学生のオンラインによる学校間交流を発展させ、中学生親善大使を台湾に派遣し、英語と中国語による交流を実現するとともに、高校生についてはMOUを締結した台湾の大学への短期留学など、国際的な視野を持つ人材を育成してまいります。

さらに、台湾の学校給食での笠間の栗の加工品の提供や台湾のホテルや菓子メーカーへの栗ペーストのセールスなど、笠間の栗のブランド化向上を目指してまいります。

なお、台湾での事業展開の核となる笠間台湾交流事務所については、所在地を台北市内中心部のビジネスセンターに移転し、新たな体制の下で運営を行ってまいります。

最後に、四つ目として、女性・若者活躍促進プロジェクトであります。

働く意欲のある女性がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、活躍できるまちづくりを進めてまいります。

また、地域の担い手や企業などの人材不足による日常生活や地域経済への影響が顕在化していることから、性別や国籍を問わず、多様な人材が活躍できるダイバーシティ社会を目指して取組を進めてまいります。

本市には、企業経営や陶芸、農業、飲食業など様々な分野で活躍する女性が多く存在しております。このような頑張る女性を応援するため、伴走型のワンストップ相談窓口を設置し、女性のキャリアアップのための資格や免許の取得費用の一部助成、市内での創業支援補助に女性枠を新設するなど、女性が地域で活躍するための取組を進めてまいりました。令和6年度からは、女性からの相談を受け、様々な窓口に結びつけるための支援を行う女性活躍サポートセンターを開設し、地域で活躍する女性の育成や職業の紹介、就業、起業までの一貫した支援を実施してまいります。

次に、介護、保育人材の確保についてでございます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者的大幅な増加が見込まれる中において、介護分野の人材不足が喫緊の課題となっております。

このことから、新たな担い手として期待されている外国人介護従事者を雇用する事業者に対して、雇用者1人につき20万円、年間40万円を上限に費用補助を行い、介護サービスの安定的な提供体制を確保してまいります。

また、保育人材の確保策として、令和元年度からのスタートさせた民間の保育施設等への保育士や看護師の就労支援金（1人につき20万円）についても継続し、引き続き人材の確保に取り組んでまいります。

次に、市職員の多様な人材の確保についてであります。

公務員においても人材不足は深刻な状況であり、優秀な人材をいかに確保するかが大きな課題となっております。

このことから、本市で初めてとなるグローバル枠での外国籍の正規職員を採用することといたしました。このような取組は、本市のダイバーシティを進めていく上で非常に重要でありますので、今後第2、第3の事例につながるよう人材確保に取り組んでまいります。

次に、台湾大学生のインターンシップとして2名を、夏頃から3か月程度の期間、市役所で受入れを実施いたします。

受入れ後の主な業務は、異なる文化から見た市の様々な情報発信を行ってもらうことや、インバウンドの推進に向けたイベント企画等に従事してもらう予定です。今回は市役所業務での受入れとなりますが、今後は市内企業でのインターンシップの受入れなども検討をしてみたいと思います。

次に、令和6年度予算の概要について、説明を申し上げます。

これまで説明した重点プロジェクトのほか、第2次総合計画に基づく48事業を重要事務事業として位置づけ、令和6年度予算を編成いたしました。

まず、歳入についてであります。市税について、定額減税による市民税の減を見込んだことにより、市税全体では3.0%の減としておりますが、定額減税による減収は、地方特例交付金として全額国費で補填されることとなっております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画における地方交付税総額が、前年度と比較して増となる見込みであります。公債費算入の減などを考慮して、前年度同額を見込んでおります。

一方、歳出の主なものにつきましては、社会保障関連経費の増に加え、国の施策である定額減税を補足する定額減税補足給付金のほか、ただいま説明した重点プロジェクトに係る事業を中心に、防災対策、子ども・子育て関連、道路などのインフラや公共施設等の整備等に係る費用などを計上したところでございます。

その結果、令和6年度の一般会計予算は、総額340億6,000万円で、前年度と比較しますと7億9,000万円、率にして2.4%の増となります。特別会計予算については、国民健康保険特別会計をはじめとする4会計で、予算総額は166億6,900万円であります。企業会計予算については、病院事業会計をはじめとする4会計で、予算総額は86億6,293万7,000円あります。

なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の令和6年度の予算総額は593億9,193万7,000円で、令和5年度と比較すると6億2,197万2,000円、率にして1.0%の減となります。予算規模としては、昨年度に次いで過去2番目となります。

次に、令和6年度予算に関する主な事業について、総合計画に基づく七つの施策ごとに説明いたします。

初めに、道路整備についてであります。

生活道路の整備については、各行政区からの要望を基に、優先度の高い生活道路から計画的に整備をしております。

市内の渋滞対策としては、県立中央病院周辺の交通渋滞緩和のための（仮称）鯉淵南友部線の整備について、令和6年度は道路の詳細設計を進めてまいります。また、旭町地内の慢性的な交通渋滞を緩和するため、迂回路となる周辺道路の舗装・修繕などを行ってまいります。

水道事業については、防災対策の強化を踏まえ、40年を経過した老朽管約126キロメートルのうち、漏水が発生しやすい塩化ビニール管の延長約23キロメートルを優先し、耐震性のある新たな水道管への布設替えを順次、進めてまいります。また、将来にわたる安心・安全な水の供給体制を維持するために、茨城県が主催する水道事業に係る広域連携検討・調整会議に参加し、県全体での水道事業の広域化について、本市としても議論を進めてまいります。

下水道事業につきましては、経年劣化による破損や硫化水素の発生により腐食した下水道管渠の更新工事や補修工事、また老朽化した施設の更新事業などを計画的に進めてまいります。

合併浄化槽設置の補助金制度については、これまで農業集落排水処理区域及び公共下水道認可区域を除いた区域を補助対象としておりましたが、下水道未整備地区の全てが補助対象となるよう、補助対象区域の拡大を図ってまいります。

次に、脱炭素社会の実現についてでございます。

脱炭素社会の実現のための取組として、これまで市民向け講演会の実施や、家庭や事業所に対する省エネ効果の高い家電製品への買い替え補助、再エネ発電設備等の導入補助などを行ってまいりました。また、毎月14日に東京電力パワーグリッド株式会社下館支社と地域脱炭素の実現を目的とした連携協定を締結するなど、脱炭素に向けた基盤の強化を図ってきたところでございます。

現在、本市の脱炭素を実現するための実行計画となる地球温暖化対策実行計画、区域施策編の策定を進めているところでございますが、本計画に基づき、医療、福祉、保育関連事業者に対する再エネ発電設備や蓄電システムの導入補助、公用車のEV化の推進、公共施設への太陽光パネル設置などの取組を積極的に推進してまいります。

次に、新清掃施設の整備事業についてでございます。

新たな清掃施設建設に向け、これまで進めてきた清掃施設整備基本計画の策定、PFI等導入可能性調査及び生活環境影響調査を引き続き行うとともに、令和6年度は新たな施設整備に係る要求水準書の作成や、事業者の選定などを行う事業者選定アドバイザー業務を進め、参加事業者からの提案書に基づき、具体的な事業費や工期などを決定してまいります。

新たな清掃施設に関しては、安定的に稼働できる施設であるとともに、発電した電力を

施設内で利用するなど、脱炭素にも寄与できる施設としての検討を進めてまいります。

次に、本市と茨城町による新たなし尿処理等の体制についてであります。

先月19日に県から一部事務組合設立の許可を得たことから、4月1日に茨城県中央環境衛生組合を設立いたします。今後は、組合が主体となり、環境に配慮したし尿処理施設の建設工事を進めてまいります。

次に、防犯対策についてでございます。

令和5年の市内における刑法犯罪件数は468件で、前年と比較して122件増加しております。このうち、住宅侵入窃盗については発生件数が45件と、この5年間で最も多くなっております。このようなことから、市民の防犯対策強化のため、行政区が設置する防犯カメラや防犯灯に要する費用への補助を継続して行うことで、地域の防犯対策を充実してまいります。

次に、成長や発達が気になる子どもへの支援についてであります。

こども育成支援センターへの保護者などからの相談件数は、令和5年度は12月末までに1,590件と、昨年等と比較して348件増えている状況であります。このようなことから、隔月で実施している医師や言語聴覚士による発達相談事業の充実などを図ってまいります。また、児童発達支援事業所「まるん」での育成指導においては、言語聴覚士や作業療法士などの専門職による質の高い指導を引き続き実施していくとともに、昨年12月に発足した笠間市児童発達支援連絡会と連携して、指導者のための研修会を開催するなど、市内全体における支援体制の充実を図ってまいります。

次に、医療的ケア児への支援についてでございます。

市内の保育施設や学校等に通う児童のうち、日常的な医療行為が必要な子どもに対して、市内の訪問看護ステーションから看護師を派遣し、児童へのサポートを行っております。現在、市立病院においても、医療的ケア児に対する訪問看護の体制を構築しておりますが、子どもたちの健やかな成長と家族の負担軽減を図るために、地域全体でのサポート体制を構築してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

令和6年度から令和8年度までの高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための施策に取り組んでまいります。

今計画の特徴としては、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、在宅医療と介護の連携、地域の多様な主体による日常生活への支援体制の構築などを重点的に取り組む事業として定めるとともに、認知症施策や成年後見制度の利用促進などを包括した計画内容になっております。

また、第9期計画における介護保険料につきましては、介護サービス利用者の増加による給付費の伸びなどから、基準額で800円増の6,500円として算定したところですが、激変緩和策として、介護給付費準備基金からの繰り入れにより400円の減額を図りながら6,100

円とさせていただきます、介護サービスの適切な提供や介護予防の推進のため有効に活用し、効果的な事業運営を図ってまいります。

次に、有機農業の推進についてであります。

今月発足した生産者及び市、県、農業公社の職員などで構成する笠間市環境農業推進協議会を中心として、有機農業を目指す生産者に対して、環境への負荷を軽減した持続可能な農業の実践とオーガニック農産品の高付加価値化などに取り組んでまいります。また、学校給食におけるオーガニック給食の拡大を図るため、これまでの北川根小学校と、新たに宍戸小学校をモデル校に追加し、有機米や有機野菜などの提供を行ってまいります。

次に、土地改良事業についてであります。

既に事業着手しております石井・来栖・稲田地区については、換地作業と幹線道路や用水路などの設計を進めてまいります。また、大淵、南友部・大田町、友部中央、押辺・安居の四つの地域についても引き続き事業推進を図るとともに、令和6年度は、事業採択に向けて現地調査を進めている住吉大沢地区と、先ほど申し上げました笠間の栗水田畑地化モデル事業地区内においても、関係機関と連携して土地改良事業を進めてまいります。

次に、森林の整備についてであります。令和6年度から1人年額1,000円が賦課徴収される森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を定め、森林経営管理制度に基づく現地調査を、福原地内と上郷地内で実施してまいります。現地調査の結果を踏まえ、林業経営に適した森林については、笠間広域森林組合などの意欲と能力のある林業経営体と連携しながら経営管理を実施し、それ以外の森林については、市が適切な整備を進めてまいります。また、森林整備については、現在、間伐等を行っている笠間つつじ公園周辺の整備を引き続き実施してまいります。

次に、児童生徒の学力向上策についてであります。令和6年度は、中学生の英語力の向上に取り組んでまいります。本市の英語指導助手が講師となる無償の公営塾を土曜日の午後に開設し、少人数での英会話指導を通して、生徒が英語での日常生活会話ができるレベルの語学力を習得し、グローバルな社会で活躍できる人材の育成を目指します。

次に、特別な配慮が必要な児童生徒への支援についてであります。小学校入学や中学校進学の際に、特別な配慮や支援が必要な子どもが円滑に新たな環境に適応できるように、特別支援連携コーディネーター2名を新規雇用いたします。コーディネーターは、幼児期から義務教育終了までの特別支援教育の連携を図り、適切な学習環境の提案や特別支援学級の担任への指導・助言を行うことなどにより、スムーズな就学や進学につなげてまいります。

また、不登校への対応についてでございますが、登校への不安や学級での学習に悩みを抱える生徒が、問題解決までの期間中、校内で別の教室で学校生活を送れるよう、令和5年度に友部中学校をモデル校として実施した校内フリースクールを、市内全ての中学校・義務教育学校に拡充してまいります。

次に、教育施設の整備についてでございますが、北川根小学校校舎が築34年を経過し、老朽化が進んでいることから、令和6年度からの2か年による長寿命化改修工事を実施いたします。主に、校舎の屋根、外壁などの改修工事をはじめ、太陽光パネルの設置や教室照明のLED化など、脱炭素化を推進するための機能面での充実を図ってまいります。

次に、文化振興についてであります。

本市は、地域が管理する文化資源が数多く存在をいたします。昨年末に全区長に対して地区の文化資源に関する調査を行った結果、9件の情報提供があったことから、現在、文化財保護審議会委員による文化的価値の調査を進めており、一定の価値が認められる物件については、保存に向けた方法などを検討してまいります。

富田家住宅の活用につきましては、宿泊することができる古民家体験施設として、建物の腐朽状況や耐震性などを評価する古民家再生総合調査の結果を基に、運営形態や具体的な活用手法の精査など、旅館業法などの各種法令への適合に必要な改修などを進めてまいります。

日本遺産推進事業についてでございますが、これまで事務局を益子町と2年交代で分担していましたが、令和6年度からは笠間市が事務局となり、益子町からの派遣職員1名を受入れ、事業を進めてまいります。

また、食によるかさましこPRプロジェクトとして、日本遺産認定ストーリーの軸である笠間焼や益子焼などの焼き物と、観光の要素として不可欠な食を組み合わせる御当地メニューの開発などを進めております。

次に、スポーツシティかさまの強化についてであります。

今年2024パリオリンピック・パラリンピックが開催され、さらなるスポーツでの盛り上がりが見込まれます。この好機を逃すことなく、スケートボードやBMX、ブレーキンなどのアーバンスポーツの大会を誘致していくとともに、ダイバーシティとスポーツを融合し、子どもからシニア、そして障害のある方など誰もが楽しめるスポーツ競技の普及、啓発に取り組んでまいります。

また、スポーツ国際交流推進事業については、特に台湾とのゴルフを通じた交流を引き続き推進し、小学校のスナッグゴルフ交流や台北城市科技大学のゴルフ部合宿の受入れ、市内高校生とゴルフ交流などを、市内ゴルフ場の協力の下に進めてまいります。

次に、笠間版デジタル田園都市構想の推進についてでございますが、モデル地区である福原地区において、これまでスマートフォンの貸出しやWi-Fi環境の整備を図りながら、地域アプリ「かさまコネクト」を活用した市からのお知らせの発信やデータヘルスケアの取組など、デジタル技術の活用による地域課題解決の検証に取り組んでまいりました。3年目となる令和6年度は、地域の担い手不足への対応として、共有地などの除草作業において、アプリで貸出予約ができる自動草刈機シェアリングサービスを導入し、効果検証を行うなど、同じような課題を抱える他の地域へのサービス拡大を見据えて取組を進めて

まいります。

次に、ふるさとづくり寄附金であります。令和5年度の寄附金額については、本市の強みである栗を使用したモンブランなどの返礼品を増やしたほか、新たな取組であるふるさと納税型クラウドファンディングなどにより、1月末現在、収入ベースで1億6,240万4,000円と昨年の同時期に比べて微増となっております。

令和6年度においては、さらなる魅力ある返礼品の開拓や、市外からの来訪者の多いゴルフ場や観光施設において寄附という形での買物や体験などができる現地決済型ふるさと納税の導入を積極的に進めてまいります。

次に、デジタルトランスフォーメーションの推進についてでございます。

令和6年度は、特に市からの紙媒体での通知や連絡をデジタル化する電子通知の運用を検討してまいります。電子通知については、今年度の秋に予定される郵便料金の値上げに関連し、コスト削減の有効な手段であるとともに、郵便物の発送業務の省力化やペーパーレス化による環境への負荷軽減にもつながるものと考えておりますので、早期の導入を図れるよう進めてまいります。

また、災害時などにおける職員間の迅速な情報共有を図るため、全職員に情報共有ツール「L o G oチャット」を配布し、デジタルを活用した災害対応力の強化にも取り組んでまいります。

次に、公共施設の適正管理についてでございます。

公共施設に関しては、笠間市公共施設等総合管理計画及び笠間市公共施設等適正配置計画に基づき、施設の老朽化や借地等の課題を解消するため、令和27年度までに公共施設の延床面積20%削減を目指し、令和6年度上期まで公共施設の在り方検討を進めてまいります。

公用車の維持管理については、脱炭素社会実現のため、EV自動車への切替えを順次、進めてまいります。さらに、安定的な電気供給とCO₂削減を目的として、令和5年度に市民センターいわまの屋根にPPAモデルでの太陽光発電設備を設置し、この4月から発電した電力を市民センターいわまで購入し、使用する予定になっております。今後もこのような方法により、他の公共施設へのPPAモデル事業を推進してまいります。

以上、令和6年度の市政運営について、所信の一端と主要な施策の概要を述べさせていただきました。

結びになりますが、急激な人口減少や地球温暖化などの社会問題は、私たちの生活に様々な影響をもたらすこととなります。しかしながら、我々の子や孫、またその次の世代に、いわゆる笠間市の将来を引き継ぐ世代に、負の遺産を残さないことが必要であります。笠間市の未来をつくるという信念の下、常に目標を定め、計画を実行し、そして結果につなげていくことが重要であると考えております。スピード感を持って、柔軟かつ的確に対応するとともに、議員の皆様や市民との真摯な意見交換を重ねながら、令和6年度の市政

運営に邁進してまいりたいと思いますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会の提出案件は、法令等に基づく報告事項の外、専決処分の承認を求めることについての報告が3件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問案件が2件、笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてをはじめとする議案が40件でございます。それぞれの議案等につきましては後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大関久義君） ここで暫時休憩をいたします。11時10分に開会いたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（大関久義君） 日程第5、選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、令和6年4月1日に茨城県中央環境衛生組合が設立されるため、茨城県中央環境衛生組合同規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県中央環境衛生組合同議会議員に、8番内桶克之君、17番西山 猛君、19番大貫千尋君、21番石崎勝三君。以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の諸君を茨城県中央環境衛生組合議会議員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内桶克之君、西山 猛君、大貫千尋君、石崎勝三君の4名が当選されました。

当選されました内桶克之君、西山 猛君、大貫千尋君、石崎勝三君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（大関久義君） 日程第6、委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則については、常任委員会の所管の見直し及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

条例改正の主な内容ですが、常任委員会の所管の見直しにつきましては、総務産業委員会所管の産業経済部及び農業委員会を建設土木委員会へ移管し、委員会の名称を、総務産業委員会から総務企画委員会に、建設土木委員会から建設産業委員会に見直すものであります。

また、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、大規模災害時や感染症の蔓延及び育児・介護などの事由により招集場所に参集することが困難である場合、委員会をオンラインによる方法で開会できる特例などを追加するため、改正をするものであります。

この条例の改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会より提案をさせていただきます。議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（大関久義君） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）から報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした損害賠償の額を定めることについてから笠間市手数料条例の一部を改正する条例までについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の損害賠償の額を定めることについては、平成29年7月26日に発生した交通事故の損害賠償の額につきまして、令和5年12月18日に専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、職員が運転する公用車が、市役所本所と友部公民館の間の通りから左折する際、相手方の自転車と接触し、相手方が転倒し、損害を与えたものでございます。

責任の割合は、市側100%、相手側ゼロ%とし、損害賠償といたしまして、市は相手側へ2,271万5,896円を支払ったものでございます。

続きまして、報告第2号、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について御説明申し上げます。

これは、令和6年1月19日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、国において定額減税と併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付をはじめ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業等を迅速に行うため、予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,040万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366億4,484万9,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。住民税均等割のみ課税世帯給付金事業をはじめ4事業につきまして、年度内での市支出が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

7ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。定額減税補足給付等事務労働者派遣につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億4,011万2,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,029万6,000円の増は、今回の補正予算の財源とするため、繰入れをするものでございます。

なお、住民税均等割のみ課税世帯給付金事業をはじめ今回補正いたしました事業は、全額国費が財源でございますが、現時点で満額配分がされてございません。今後、国の追加配分後に、国費財源に振り替えてまいります。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、13目市民活動費500万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、10月から申請を受け付けておりました防犯用品の購入または設置費用を補助するための我が家まるごと防犯対策補助金を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億3,240万8,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、こども加算を含め給付する住民税均等割のみ課税世帯給付金1億9,250万円を主なものとして計上するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目環境衛生費2,800万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、市内の福祉、医療、教育、保育事業者に対し、再生可能エネルギー施設や蓄電設備を導入するための支援として、事業者向け再エネ発電・蓄電設備導入補助金を計上するものでございます。

12ページを御覧ください。

第6款商工費、第2項観光費、2目観光振興費500万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、電気料金等固定費の割合が大きな市内宿泊事業者に対し、LED照明や複層ガラスサッシなどの省エネ性能の高い設備への改修費用を補助するため、宿泊事業者省エネ設備改修補助金を計上するものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、笠間市手数料条例の一部改正を御説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の成立により、戸籍情報システムがネットワーク化され、令和6年3月1日から全国一律に市区町村間の窓口業務に戸籍関連証明書の交付及び発行の事務が追加されることとなります。追加される事務は、本籍地以外の市区町村

で戸籍謄本及び除籍謄本等が交付できるようになる公益交付と、戸籍証明書の添付を省略するための電子証明書提供用識別符号が新たに加わります。このことにつきまして、笠間市手数料条例の一部改正を1月22日に専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

6ページ及び7ページを御覧ください。

笠間市手数料条例別表第1、手数料を徴収する事務等の(1)の項中、第120条第1項の次に、戸籍謄本の戸籍交付として「120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された」を削ります。(3)のほうに、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する内容を追加し、手数料の金額を1件につき400円とします。

7ページ及び8ページを御覧ください。

改正前の(3)の項を(4)の項とし、項中、第120条第1項の次に、除籍謄本の広域交付として「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された」を削り、改正前の(4)の項を(5)の項とし、(6)の項に除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する内容を追加し、手数料の金額を1件につき700円とします。

改正前の(5)の項を(7)の項とし、事項の証明書の次に「又は同法120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容の証明書」を加え、改正前の(6)の項を(8)の項とし、閲覧の次に「供する事務又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する」を加え、手数料の金額を「書類1件につき」から「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改めます。

9ページを御覧ください。

以下、(7)の項から(40)の項までを2項ずつ繰り下げます。

5ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は令和6年3月1日から施行するとしてしております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大関久義君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大関久義君) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第8、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、任期満了に伴い、2氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条

第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例に

についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度の組織機構の改編に伴い、関係する条例に関し、所要の改正及び廃止をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度の行政組織機構の改編に伴い、関係条例5件を改正し、1件を廃止するものでございます。なお、改正については、こども部の新設による改正、行政改革、業務の移管による改正、笠間市保健センターの廃止に伴う改正等によるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページ及び5ページを御覧ください。

初めに、笠間市行政組織条例の改正でございます。

第2条、部の設置においては、第6号として新設いたします「こども部」を加えるものであります。

第3条、部の事務分掌においては、こども部の事務分掌として第6号、アからエまでのまでの事項を加えるものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

笠間市行政改革推進委員会設置条例の改正でございます。

第7条、庶務としまして、行政改革業務が総務部から政策企画部に移管することに伴い、笠間市行政改革推進委員会の庶務を所管する部を、「総務部」から「政策企画部」へ改正するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

笠間市市議会委員会条例の改正でございます。

第2条、常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管としまして、第2項第2号、イに教育福祉委員会の所管として「こども部の所管に関する事項」を加えるものでございます。

続きまして、8ページから12ページにかけましては、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の改正でございます。

8ページを御覧ください。

本条例における制限の対象施設として、別表に掲げる条例等の中から「笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例」を削除するものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

笠間市子ども・子育て会議条例の改正でございます。

第9条、庶務としまして、こども部が新設されたことに伴う移管につき、笠間市子ども・子育て会議の庶務の所管を、「保健福祉部子ども福祉課」から「こども部」へ改正するものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、本改正条例の第6条といたしまして、笠間市保健センターが所管していた業務を健康医療政策課及び子ども政策課に移管し、保健センターが廃止することに伴い、笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するといたしております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長の給料の支給について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、平成18年度より行っております市長の給料減額について、令和6年度も引き続き月額10%の減額を実施するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

附則に、第25項として、「令和6年4月1日から令和7年3月31日までににおける市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に当たる額を減じた額とする」を加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1

日から施行するをいたしております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、定年年齢の引上げに伴い、職員の昇給区分について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、定年年齢がこれまでの60歳から段階的に引き上げられることに伴い、60歳を超える職員の昇給区分について見直しをするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

新たな給与区分には、60歳を超える職員の昇給区分を追加し、人事評価の成績が良好以上の職員については昇給させ、昇給については、55歳未満の一般職員で成績が良好な場合に、4号給のところ60歳を超える職員の場合は1号給とすることから、第6条、初任給、昇格、昇給等の基準において、新たに60歳を超える職員の昇給数を規定する次の1項を加えるものであります。55歳を超える職員の昇給数を規定する前項の規定にかかわらず、60歳を超える職員に関し昇給数を規定する、第5項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とするものです。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

内容については市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和5年4月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、新たに会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、関係条例に対し、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページ及び5ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、第3条、会計年度任用職員の給与において、会計年度任用職員の給与を定めておりますが、新たに勤勉手当を加えるものであります。

第16条、期末手当においては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について定めておりますが、勤勉手当の改正と合わせ、規定の整理を行っております。

第1項において、常勤職員の期末手当の支給率等の規定はフルタイム会計年度任用職員について準用することとしていることから、同会計年度任用職員の期末手当の支給率等を規定する第2項を削除し、第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げるものです。また、新たな第2項において、本改正条例による引用条項のずれが生じることにより、第1項を先行とするものであります。

次に、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し、新たに第16条の2を加えるものです。

第1項において、常勤職員の勤勉手当を規定する給与条例第21条の規定は、任期が6か

月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用するとしております。また、第2項は期末手当の支給に当たり、6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすことを定め、第16条第2項及び第3項を勤勉手当において準用するとしてしております。

次に、5ページから7ページにかけましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に関し、フルタイム会計年度任用職員と同様に改正するものであります。

続きまして、8ページ及び9ページを御覧ください。

笠間市職員の育児休業等に関する条例の改正となります。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給、第2項において、育児休業している職員の勤勉手当等の支給について定めておりますが、第2項において、会計年度任用職員を除くとしていたものを削除しております。

第8条、育児休業した職員の復帰後における号給の調整においては、第7条第2項の改正に伴い、文言の修正をするものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

笠間市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正となります。

第4条、会計年度任用単純労務職員の給与において、給与の種類に、勤勉手当を新たに加えるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の広域利用に関する協定に施設を追加するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては政策企画部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、県央地域首長懇話会連携中枢都市圏を構成する笠間市及び水戸市ほか7市町村における公の施設の広域利用に付する施設として、笠間芸術の森公園スケートパーク内の休憩施設を新たに加えるものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

別表第1（第3条関係）及び別表第2（第4条関係）における笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の項に、新たに「休憩施設」を加え、特例として水戸市ほか6市町村に居住する方に対し、本市民と同一条件での利用に供するものでございます。

なお、本内容に係る地方自治法第244条の3の規定に基づきます関係市町村との協議につきましては、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第14、議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、特定空家化の未然防止策が強化されたことに伴い、関係条項の改正を行うものでございます。

新旧対照表対照表により御説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例につきまして、法改正を受けて条項整理を行うもので、第2条第1項第3号は、「空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等となるおそれがある空家等」としまして管理不全空家等の定義を行った上で、5ページをお開きいただき、現行条例第9条3項の助言または指導の規定を削除し、新たに第10条第1項として、管理不全空家等の防止措置の指導を行うことができる旨を規定し、併せて同条第2項として、指導の結果が改善がされず、放置すれば特定空家等に該当するおそれが大きいと認める場合、必要な具体的な措置について勧告することができるという勧告の規定を行い、特定空家化の未然防止策の強化を図るものでございます。

次に、7ページをお開きください。

笠間市空家等対策協議会設置条例につきまして、同じく法改正による条項整理及び第3条に、新たに本協議会が所管する管理不全空家等に対する勧告に関することを、第4号として追加するものでございます。

3ページをお開きください。

附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第15、議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例についての

提案理由を申し上げます。

本案は、規則の公布及びその他の規程の公表に係る手続について見直しを行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市が制定する規則の公布における市長の署名、その他規定の公表における市長の記名、押印の見直しをするため、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条の趣旨につきましては、地方自治法第16条第4項及び第5項に規定されている条例等の交付に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条において、条例の公布における市長の署名について定めており、規則の公布においては、第3条で、これを準用するものとしておりましたが、これを削除し、新たに第4条を第3条とし、規則を公布しようとするとき、又は市長が定める規程を公表しようとするときは、年月日及び市長名を記入しなければならないものと改め、第5条を第4条とし、教育委員会を除く市の機関の定める規則及び規程にも準用するものとし、第6条を第5条に繰り上げるものです。

この改正によりまして、市が制定する規則の公布における市長の署名、規定の公表における記名、押印が市長名の記入のみとするものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第16、議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の適用期限を延長するとともに、対象要件を緩和するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間市の産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、固定資産税の特別措置の適用期限を延長するとともに、対象要件を緩和するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2条第1項第1号につきましては、特例法人の対象要件について、雇用環境が大きく変化していることなどから、従業員の数を「10人以上」増加させるものを「5人以上」に増加させるに改めるものでございます。

附則第2項につきましては、企業の立地判断から、本条例の特例が適用されるまでの期間を考慮するとともに、企業誘致により産業の活性化及び雇用機会の創出をさらに図るため、特別措置の適用期限を令和11年3月31日まで5年延長するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則第1条におきまして、施行期日を公布の日からと定め、第2条におきまして、経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第8号についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後零時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第17、議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行例の一部改正及び第9期介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、介護保険法施行令の一部改正及び第9期介護保険事業計画に基づき、所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容について、新旧対照表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

第4条、保険料率でございますが、第1項で、令和6年度から令和8年度までの保険料について規定しております。また、所得に応じた保険料区分につきまして、現在の10段階から第1号から第13号までの13段階に改めるものでございます。

次に、6ページを御覧願います。

第9号から第13号につきましては、第11段階から第13段階を新設し、合計所得金額の範囲について、第9段階を320万円以上420万円未満に、7ページに移っていただきまして、第10段階を420万円以上520万円未満に、第11段階を520万円以上620万円未満に、第12段階を620万円以上720万円未満に、8ページに移っていただきまして、第13段階を720万円以上にそれぞれ改定するものでございます。

また、同条第2項、第3項、第4項におきましては、それぞれ第1段階から第3段階までの低所得者に対する軽減措置後の保険料を規定しております。

3ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。第2項で、経過措置として、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第18、議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に基づき、第1条から第4条まで関連する四つの条例につきまして、所要の改正をするものでございます。

本改正の主なものにつきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、25ページを御覧願います。

笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第7条について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地内の他の事業所、施設等に限定しないこととしたため、文言の削除をしております。これは、四つの条例で定める全てのサービスにおいて、同様の改正をするものです。

続いて、第24条、ページを送っていただきまして、26ページの第8号において、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務化いたしました。以下、予防を含む全ての多機能系サービスにおいて、同様の改正をするものであります。

続いて、第34条第3項において、事業所の運営規程等の重要事項について、インターネット上で情報を閲覧できるようウェブサイトへの掲載を義務化する旨、追加をいたしました。これについても、四つの条例の全てのサービスにおいて、同様の改正をしております。

続いて、第42条第5号において、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化いたしました。こちらも、四つの条例の全ての訪問系、通所系サービスで、同様の改正をしております。

次に、34ページを御覧願います。

第83条において、小規模多機能型居宅介護について、管理者が兼務可能なサービスを限定しないこととしたため、文言の削除をいたしました。

続いて、35ページを御覧願います。

第106条の2において、利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務化いたしました。以下、予防を含む総合型入所系のサービスで、同様の改正をしております。

続きまして、37ページでございます。

第125条において、医療機関との連携体制の強化と新興感染症発生時等の対応についての規定を追加いたしました。以下、予防を含む入所系サービスで、同様の改正をしております。

次に、44ページを御覧願います。

第172条において、地域密着型介護老人福祉施設について、緊急時における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得ることを定め、1年に1回以上、対応方法の見直しを行うことを義務化いたしました。

次に、50ページを御覧願います。

二つ目の条例、笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。資料は57ページまででございますが、こちらは全て地域密着型サービスと同様の改正をするものでございます。

次に、58ページを御覧願います。

三つ目の条例、笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第5条では、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数を35人以下から44人以下に改め、事務職員を配置した場合の取扱い件数は49人以下とすることを追加いたしました。

続いて、59ページを御覧願います。

第7条第3項において、前6か月間に居宅サービス計画に位置づけた各サービスの提供割合等の情報について、利用者に対する説明を努力義務化したしました。

次に、61ページを御覧願います。

第16条第15号では、利用者宅への訪問によるモニタリングを2か月に1回でも可能とし、訪問しない月はテレビ電話等を活用したモニタリングを行える旨、規定いたしました。

次に、63ページを御覧願います。

四つ目の条例、笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

第5条では、これまで介護予防支援の指定を受けることができるのは地域包括支援センターのみとされてきましたが、居宅介護支援事業者が指定を受けることを可能といたしました。

次に、67ページを御覧願います。

第33条第29号において、市からの情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況を市に情報提供することを追加いたしました。その他の改正につきましては、居宅介護支援と同様の改正となるものでございます。

22ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日は、令和6年4月1日からとするものでございます。第2項で、重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第19、議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設

設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部改正に伴い、市条例の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を受け、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第5条第2項第2号、特定教育・保育施設が施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用等に関する事項など、教育・保育の選択に資する施設の重要事項について、教育・保育認定保護者に対し、電磁的方法により提供する場合において、特定の記録媒体以外の幅広い使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改正するものでございます。

続きまして、第23条第1項でございます。施設の重要事項の掲示について、書面掲示のみを義務づける規定としておりましたが、アナログ規制の見直しに係る改正を受け、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする規定を追加するものでございます。

2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第20、議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、令和6年4月1日より重度心身障害者の対象範囲が拡充されることから、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明をいたします。

4ページを御覧願います。

第2条の第6号の重度心身障害者等の定義におけるただし書につきましては、65歳以上75歳未満の場合は、障害認定により、後期高齢者医療被保険者となった者に限るとの規定を、アからエ及びカにおいて削除、整理し、加えるものでございます。

次に、5ページを御覧願います。

中段のエにおきましては、3級の次に「又は4級」を加え、身体障害者手帳4級、かつ知能指数が50以下と判定された者を対象者として拡充いたします。

下段のキにおきましては、「交付された者のうち、障害程度が1級の者」を、「交付された者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令で定める1級に該当する者」に改めます。

次に、6ページを御覧願います。

同号に、新たな対象者といたしまして、クは、身体障害者手帳3級または4級、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当する方、ケは、知能指数が50以下と判定され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当する方を加えるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行し、施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第21、議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、名称を変え新たに地域計画策定検討会が設置されたため、委員の報酬等の支給に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

〔産業経済部長 礪山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礪山浩行君） 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」は、「地域計画」と名称を変えて同法に位置づけられたことに伴う改正でございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

別表中の「笠間市「人・農地プラン」策定検討会委員」を「笠間市地域計画策定検討会委員」に改め、委員の報酬等の額を定めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第22、議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、あたごフォレストハウスの改修に伴い、施設の用途に合わせた使用料を定める

ため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

〔産業経済部長 磯山浩行君登壇〕

○産業経済部長（磯山浩行君） 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、あたごフォレストハウスの改修工事に伴いまして、完了した施設の運営を行うに当たり、用途に合わせた使用料を定めるため、条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第6条、ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときはの後に「規則で定めるところにより」を加え、「ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。」に改めるものでございます。

次に、別表中、現行の内容を削除し、区分、多目的スペース、使用料、9時から12時2,310円、13時から17時3,080円、9時から17時6,160円。区分、シャワー付更衣室、使用料1回500円に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、減免の詳細につきましては、同条例施行規則において定めてまいります。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第23、議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する

条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、関係する条例について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。

この改正される水道法に合わせて、関連する笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

初めに、笠間市水道事業給水条例でございますが、第5条及び第38条第2項、第41条第1号の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正いたします。

次に、4ページをお開きください。

笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございますが、第4条第6号の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正いたします。

最後に、2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第24、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての

提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 消防長 菌部恵一君。

〔消防長 菌部恵一君登壇〕

○消防長（菌部恵一君） 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、笠間市手数料条例の消防法の規定に基づく、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料について改正するものでございます。

内容については、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページをお開き願います。

別表第2、手数料を徴収する事務のうち、2の款、ホの項の（1）から、5ページの同項（8）までの手数料を、危険物の貯蔵最大数量の区分に応じて現行の金額から改正するものでございます。

2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第16号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について

○議長（大関久義君） 日程第25、議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長 山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、事業完了によりその目的を達成したため、廃止するものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長 関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

本条例は、笠間市が施行する友部駅前土地区画整理事業に関し、必要な事項を定めるため制定したものでございます。

区画整理事業は、旧友部町が昭和31年3月に茨城県から事業認可を受けて実施し、昭和61年3月に事業が終了しておりましたが、地権者から換地内容が不服として、県に行政不服審査法に基づく審査請求書が提出されておりました。今般、このことについて棄却するとの県の裁決が下され、全ての事務処理が完了したことから、本条例を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（大関久義君） 日程第26、議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、制定するものがあります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、指定公金事務取扱者制度に係る規定が、地方自治法第243条の2から第243条の2の6まで及び同法施行令第173条から第173条の3まで新設されたことに伴い、本市の条例において引用する条文の繰下げが生じることから、関係条例の整理を行うため制定するものでございます。

制定内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

笠間市監査委員条例、第9条でございます。地方自治法の引用条文を「第243条の2第3項」から「第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

次に、5 ページの笠間市立病院条例、第12条、6 ページの笠間市水道事業の設置等に関する条例、第6条、7 ページの笠間市工業用水道事業の設置等に関する条例、第7条につきまして、地方自治法の引用条文を「第243条の2第8項」から「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

笠間市下水道事業の設置等に関する条例で、第7条でございます。地方自治法の引用条文を「第243条の2の2第8項」から「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

次に、9 ページをお開きください。

笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、第1条でございます。地方自治法の引用条文を「第243条の2第1項」から「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2の第3項」から「第243条の2の8第3項」に改め、第2条の地方自治法施行令の引用条文を「第173条の第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について

○議長（大関久義君） 日程第27、議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、条例に用いられている読点の表記を改めるため、制定するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について御説明申し上げます。

本市において公文書の作成に当たり、読点については、従来コンマを用いることを原則としておりましたが、令和4年1月に国の公用文作成の考え方において、点を用いる見直しがされたことから、令和4年4月から国に準じて、本市におきましても公用文等の作成において、点を用いることとしたところでございます。

この表記改定によりまして、本市の条例等の読点の表記が混在している状況となっていることから、条例に用いられている読点の表記を一括して改めるため、本条例を制定するものでございます。

2ページをお開きください。

この条例の施行の時点で交付されている市の条例において、読点として表記するコンマを点に一括して改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、条例以外の規則等につきましては、本案の議決後一括して改正をする予定でございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）

議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）

○議長（大関久義君） 日程第28、議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）及び議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号及び議案第21号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージにおける、それぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

〔産業経済部長 磯山浩行君登壇〕

○産業経済部長（磯山浩行君） 議案第20号及び議案第21号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、議案第20号はあたごフォレストハウス、議案第21号はあたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージでございます。

指定管理者として指定する団体の名称は一般社団法人笠間観光協会、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間になります。

今回の指定については公募を行い、その結果、1団体からの申請がございました。

提出された事業計画や収支計画等を審査した結果、指定管理者制度導入時から約12年間にわたり同施設を管理運営しており、設置目的に合致した事業計画を提案し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的かつ継続的に確保できると判断し、指定管理者候補者として選定いたしました。あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例第4条第2項2の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております。今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第20号及び議案第21号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（大関久義君） 日程第29、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては政策企画部長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について

の内容を御説明申し上げます。

本案は、県央地域首長懇話会及び連携中枢都市圏を構成する笠間市及び水戸市ほか7市町村において、各市町村が設置する公の施設を、それぞれの市民が相互に利用することについて協定を締結し、利用に供している中で、対象施設を追加するため、本協定の改正を行うものでございます。

4ページをお開きください。

水戸市の項、施設名の欄上から6項目、水戸市渋井町内に新たに整備された東部公園、サッカー場の1面が供用開始となるため、追加をするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

笠間市の項、議案第5号において御説明をいたしました笠間芸術の森公園スケートパーク、休憩施設を、新たに追加するものでございます。

7ページをお開きください。

本協定の締結日及び効力施行は、令和6年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について

○議長（大関久義君） 日程第30、議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立病院事業会計における資本金の額の減少をするため、提出するものがあります。

内容につきましては市立病院事務局長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少につきまして御説明申し上げます。

本案は、笠間市立病院事業会計資本金11億3,397万3,999円のうち、6億6,623万4,893円を減少し、利益剰余金に振り替えることについて、地方公営企業法第32条第4項の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

資本金は、事業開始の運転資金に毎年度、資本的経費である施設整備や医療機器の購入等の建設改良費及び企業債の元金償還に対する財源として、国の繰り出し基準に基づき繰り出された一般会計からの出資金の額が毎年合算計上されているものです。

資本金を減少して利益剰余金に振り替えることにより、未処理欠損金と相殺し、実態と乖離した未処理欠損金を解消するもので、資本金及び未処理欠損金ともに決算書、貸借対照表における資金から負債を差し引いた資本の内訳であり、会計上の金額であることから、資本金を減少することによる病院経営の影響はなく、実態と乖離した未処理欠損金を解消することにより、病院の経営状況を的確に把握し、より分かりやすい決算とするものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）

議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大関久義君） 日程第31、議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）の8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）のまでの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計3会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,167万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億317万5,000円とするものでございます。

6 ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。岩間消防署整備事業につきまして、総額、年度及び年割額を変更し、工期の延長に対応するものでございます。

7 ページを御覧ください。

第3表、繰越明許費補正でございます。1、追加は、7ページから9ページの茨城消防救急無線・指令センターシステム改修事業までの31事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

10ページを御覧ください。

2、変更でございます。道路メンテナンス事業（橋梁）をはじめ7事業につきまして、国庫補助金の追加内示によるものや、補償物件の移転等に時間を要し年度内に完了しないなどの理由により、繰越額を変更するものでございます。

11ページを御覧ください。

第4表、債務負担行為補正でございます。台湾交流事務所運営委託、地域交流センター笠間地区運營業務委託につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

12ページを御覧ください。

第5表、地方債補正でございます。1、追加は、経営体育成基盤整備事業債につきまして、大淵地区の経営体育成事業整備事業負担金の財源として新たに記載をするものでございます。

13ページを御覧ください。

2、変更は、市道整備事業債（狭あい道路整備等促進事業）をはじめ4件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出項目全般にわたり、令和5年度の決算見込みによる予算の減額補正をしております。

まず、歳入でございます。

16ページを御覧ください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税1億8,735万2,000円の増は、国の補正により普通交付税が追加交付されたものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8,540万1,000円の増は、次の17ページとなります、障害者自立支援給付費負担金2,713万1,000円のほか、生活保護費負担金6,039万8,000円の増額が主なものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,806万3,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億716万6,000円の増額が主なものでございます。

18ページを御覧ください。

4目土木費国庫補助金2,879万8,000円の増は、片庭地内（笠）0109号線整備事業ほか2路線の狭あい道路整備の財源として、社会資本整備総合交付金3,500万円の増額が主なものでございます。

19ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金1,136万1,000円の増は、医療福祉費補助金1,101万3,000円の増額が主なものでございます。

3目衛生費県補助金1,137万7,000円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金1億173万1,000円の増は、常陸農業協同組合が国へ要望中でございます栗選果機を導入するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億988万6,000円の増額が主なものでございます。

22ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5億2,830万6,000円の減は、今回補正予算の減額や一般財源の増で財源確保できる見込みとなったことから、減額をするものでございます。

第21款諸収入、第4項雑入、5目雑入2億3,857万8,000円の増は、次の23ページになります、茨城県環境保全事業団からエコフロンティアかさま地域振興交付金2億575万円の増額が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

25ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、28ページとなります、10目電算管理費2億7,365万8,000円の増は、12節委託料に情報系シンクライアントシステム更新に係る電算業務委託料3億339万3,000円の増額が主なものでございます。

31ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,032万9,000円の減は、32ページとなります、18節負担金補助及び交付金で、実績見込みによる電力・ガス・食料品等価格高騰低所得者世帯支援金2,652万円の減額が主なものでございます。

33ページを御覧ください。

2目障害者福祉費5,150万1,000円の増は、19節扶助費に実績見込みによる障害者自立支

援給付費5,426万3,000円の増額が主なものでございます。

36ページを御覧ください。

第3項生活保護費でございます。2目扶助費8,053万1,000円の増は、実績見込みによる生活保護費の増額でございます。

39ページを御覧ください。

第4款、第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費2億593万6,000円の増は、24節積立金に福田地区地域振興整備基金積立金2億590万4,000円の増額が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、5目狭あい道路整備等促進費7,210万円の増は、14節工事請負費に道路新設改良工事費7,065万8,000円の増額が主なものでございます。

45ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費2億3,750万2,000円の減は、46ページとなります。14節工事請負費に、岩間消防署建設工事費2億1,935万4,000円の減額が主なものでございます。これは、継続費を補正し、令和6年度まで延長することによるものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第25号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,964万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億9,695万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

7ページを御覧願います。

初めに、歳入でございますが、1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,570万円の減は、被保険者数の減少により、主に医療給付費分現年課税分の収納見込額を減額するものでございます。

次に、4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金6,653万2,000円の増は、療養給付費、高額療養費の見込みに伴いまして、普通交付金7,300万円の増額と、8ページを御覧いただきまして、各事業等の実績見込みに伴い、特別交付金646万8,000円を減額するものでございます。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,420万5,000円の減は、保険基盤安定繰入金、実績見込みに伴う減額のほか、出産見込み数の減少に伴い、出産育児

一時金を減額するものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,262万8,000円の増は、歳入の補填分といたしまして、基金からの繰入額を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,700万円の増は、療養給付費の見込みに伴い、増額をするものでございます。

10ページを御覧いただきまして、同じく、2款保険給付費、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費4,600万円の増は、高額療養費の見込みに伴い、増額をするものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金500万2,000円の減額は、被保険者の出産見込み数の減少に伴い、減額をするものでございます。

次に、11ページを御覧願います。

5款、2項保健事業費、2目生活習慣病予防対策事業342万6,000円の減は、各保健事業実績見込みに伴い、減額をするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,202万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページを御覧願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,825万8,000円の増は、保険基盤安定繰入金、後期高齢者健診事業繰入金の増額が主なものとなります。

次に、6款諸収入、3項雑入、3目後期高齢者健診委託金2,566万3,000円の減額は、一般会計の組替えによるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金103万6,000円の増額は、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金の確定によるものでございます。

次に、4款、1項保健事業費、1目後期高齢者健康診査費854万7,000円の減額は、後期高齢者健診事業の実績見込みによるものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） ここで暫時休憩いたします。2時15分より再開いたします。

午後 2 時 0 5 分休憩

午後 2 時 1 5 分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第27号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ611万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ80億6,576万円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

初めに、歳入でございませう。

まず、減額補正でございませうが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金147万円及び2項国庫補助金、1目調整交付金15万7,000円。さらには、4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金198万4,000円。

7 ページに移っていただきまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金91万9,000円及び7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金91万9,000円。

それぞれの減額につきましては、歳出において介護給付費を減額することに伴い、法定負担割合に応じて補正するものでございませう。

6 ページにお戻り願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金19万4,000円及び4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金26万2,000円。

7 ページに移っていただきまして、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金12万1,000円及び7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金12万1,000円。

それぞれの増額は、歳出における総合事業費の増額に伴い、法定負担割合に応じて補正するものでございませう。

次に、歳出でございませう。

9 ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費700万円の減額及び2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費200万円の減額につきましては、サービス利用者数が予定を下回る見込みとなったことにより補正するものでございませう。

次に、7目介護予防サービス計画給付費160万円の増額は、介護予防ケアプランの作成

件数の増加によるものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費97万7,000円の増額は、総合事業における通所及び訪問のサービス利用者の増加に伴うものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第28号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款病院事業収益の総額から1,597万4,000円を減額し、総額を9億525万3,000円とし、支出の第1款病院事業費用の総額から1,168万7,000円を減額し、総額を10億194万8,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款資本的収入から185万2,000円を減額し、総額を3,134万1,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

支出の第1款資本的支出から211万3,000円を減額し、総額を5,433万1,000円とするものでございます。

第4条は、企業債でございます。医療機器購入に充当する財源として病院事業債を設定しておりますが、額の確定等により減額するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正でございます。収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明いたします。

7ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、3目その他の医業収益989万9,000円の減は、休日・夜間診療の患者数の増加に伴い、収益が増えたことから、一般会計からの休日・夜間診療負担金の減額が主なものでございます。

第2項医業外収益、1目他会計負担金192万8,000円の減は、地域医療センターかさま総合管理委託料の契約額の確定により、行政棟分に対する一般会計からの負担金の減額が主なものでございます。

2目他会計補助金505万5,000円の減は、8ページになりますが、医療的ケア看護師養成事業に伴う県立こども病院からの看護師受入れで看護師の派遣期間が予定より短くなったことから、一般会計からの看護師派遣受入補助金の減額が主なものでございます。

6目国・県補助金90万8,000円の増は、物価高騰に対する県の医療機関等物価高騰対策

支援金の増でございます。

9ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、3目経費676万4,000円の減は、実績見合いによる光熱水費の減や、地域医療センターかさま総合管理委託料の減、県立中央病院との人事交流に伴う負担金の減となっております。

6目研究研修費310万円の減は、医療的ケア看護師養成に係る負担金を減額するものです。

11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入支出ともに、超音波診断装置購入による医療機器購入費の額の確定による減額が主なものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項、1目企業債で、借入額を、また第2項、1目出資金で、一般会計からの出資金を減額するものでございます。

12ページを御覧ください。

支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費で、医療機器購入費を減額するものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第29号から議案第31号について御説明申し上げます。

初めに、議案第29号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は収益的支出の予定額を補正するもので、第1款水道事業費用、第1項営業費用を7,713万円減額し、水道事業費用の計を16億8,201万2,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに収入でございますが、第1款資本的収入、第4項工事負担金を1,075万4,000円増額し、資本的収入の計を12億5,355万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を4,385万1,000円減額し、資本的支出の計を15億8,197万9,000円とするものでございます。

続きまして、収入支出の主なものにつきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

収益的支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用7,713万円の減額は、

第1目原水及び浄水費及び第2目配水及び給水費で、浄水施設及び配水施設の動力費の実績見込みによる減額でございます。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入、第4項工事負担金1,075万4,000円の増額は、茨城県中央農林事務所が大漕地区で実施した土地改良事業に関連し、水道管の移設工事を水道課にて行ったことによる補償工事負担金が主なものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費4,385万1,000円の減額は、第27節工事請負費及び第61節資産購入費につきまして、請負金額の確定による請負差金分の減額が主なものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は収益的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を400万円減額し、工業用水道事業費用の計を2,446万6,000円とするものでございます。

続きまして、支出の内容につきましては、補正予算明細書により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

収益的支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用400万円の減額は、第1目原水及び浄配水費で、浄配水施設の動力費の実績見込みによる減額でございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における污水管路建設事業を2,930万円減額し、その計を2億2,949万7,000円に、処理場建設事業を1,860万円増額し、その計を8億7,587万6,000円に、またポンプ場建設事業を30万円減額し、計を270万円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに収入でございますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を1億1,750万2,000円減額し、下水道事業収益の計を22億7,475万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用を1億3,030万8,000円減額するなど、下水道事業費用の計を22億7,475万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、その内容でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債を620万円減額するなど、資本的収入の計を16億9,564万1,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,100万円減額するなど、資本的支出の計を25億1,086万2,000円とするものでございます。

続きまして、収入支出の主なものにつきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第2目国庫補助金507万円の減額は、国庫補助事業にて実施を予定していた下水道台帳補正業務について補助の採択が見送られたことによる減額でございます。また、第4目一般会計補助金5,606万6,000円の減額は、支出予算の実績見込みに合わせ、一般会計からの繰入金の額の補正を行ったことによる減額でございます。

12ページをお開きください。

支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目污水管路費1,165万1,000円の減額は、第17節委託料で、下水道台帳補正業務について国庫補助金の採択が見送られたため、当業務の実施を次年度以降へ延期するもの。また、第3目処理場費3,973万7,000円の減額は、第17節委託料及び第18節手数料で、公共下水道の汚泥処理委託料及び農業集落排水の汚泥くみ取り手数料の実績見込みによる減額、並びに第24節、下水処理場等の動力費の実績見込みによる減額が主なものでございます。

14ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第6項工事負担金1,203万3,000円の増額は、第1目受益者負担金及び第2目受益者分担金の増額によるものでございます。

第7項国庫補助金1,650万円の減額は、浄化センター友部の施設更新工事に係る補助額の確定による減額でございます。

15ページをお開きください。

支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費1,100万円の減額は、第1目污水管路建設費、第26節工事請負費で、請負金額の確定による請負差分2,930万円の減額及び第3目処理場建設費、第17節委託料で、都市下水路の内水氾濫浸水想定区域図策定業務委託料1,960万円の増額が主なものでございます。

第3項、第1目企業債償還金1,139万3,000円の減額は、企業債償還金の額が確定したこ

とによる減額が主なものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本議案に対する質疑は通告なしで行うため、複数の質疑がある場合は1件ごとに質疑を終結させてから次の質疑に入ってください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

大貫千尋議員が退席されました。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算

議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算

議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算

議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（大関久義君） 日程第32、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算から議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算から議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について令和6年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算について御説明

申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ340億6,000万円と定めるものとございます。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について、地方自治法の規定により定めるものとございます。

第5条は、一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものとございます。

第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9 ページを御覧ください。

第2表、継続費でございます。本年度は、第9款教育費、第2項小学校費、北川根小学校整備事業につきまして総額を5億3,690万5,000円とし、令和6年度から令和7年度までの2か年の継続事業として設定するものとございます。

10ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為でございます。令和9基準年度土地評価業務委託をはじめ8件につきまして、令和6年度中に契約事務を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定するものとございます。

11ページを御覧ください。

第4表、地方債でございます。クラインガルテン整備事業債から、次の12ページになりますが、臨時財政対策債までの20件につきまして、それぞれ限度額を設定するものとございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

1、総括の歳入でございます。

第1款市税は、国の経済対策における定額減税の影響などにより、前年度と比べ2億9,502万8,000円減の96億9,859万4,000円としております。

第10款地方特例交付金は、国の定額減税による個人市民税における減収分を補填するものなどにより、前年度と比べ3億1,597万円増の3億8,396万6,000円としております。

第11款地方交付税は、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増となる見込みではありますが、本市の公債費算入の減などを考慮し、前年度と同額の69億円としております。

第15款国庫支出金は、個人番号カード交付事務費補助金の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の皆減などがございしますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や障害者自立支援給付費負担金、デジタル田園都市国家構想交付金の増などにより、前年度に比べ7億922万5,000円増の58億5,950万6,000円としております。

第16款県支出金は、中心経営体農地集積促進事業費補助金や地域集積協力金事業補助金

の減などがありますが、障害者自立支援給付費負担金や県単土地改良事業補助金の増などにより、前年度と比べ6,591万円増の25億6,133万8,000円としております。

15ページを御覧ください。

第19款繰入金は、企業立地促進基金や財政調整基金からの繰入金が増となりますが、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の皆減、減債基金繰入金の減などがありますので、繰入金全体では9,819万1,000円の減、22億102万9,000円としております。

第22款市債は、あたご天狗の森公園整備事業債や消防本部庁舎整備事業債などが減となりますが、市道整備事業債、笠間P Aスマート I C整備事業や道水路等自然災害防止対策事業債などにより、市債全体では6,540万2,000円増の18億4,728万3,000円としております。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

主なものについて御説明いたします。

79ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、16目定額減税補足給付費になります。19節扶助費におきまして、定額減税補足給付金として3億6,832万5,000円を計上しております。

続きまして、93ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費になります。うち、96ページを御覧ください。19節扶助費におきまして、次の97ページ、障害福祉サービスの利用に応じて給付する障害者自立支援給付費27億200万円などを計上しております。

103ページを御覧ください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。うち、106ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、民間認定こども園運営に対する入園負担金13億1,540万円などを計上しております。

続きまして、114ページを御覧ください。

第3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費におきまして、生活保護費15億971万2,000円を計上しております。生活保護費を含む社会保障関連経費は、昨年度と比較いたしまして3.8%の増となっております。

115ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費になります。次の116ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、118ページ中段にございます、市の単独事業といたしまして、40歳未満のがん患者の方が住みなれた自宅で自分らしい暮らしができるよう、在宅療養に係る介護サービス等の費用を助成する若年がん患者在宅療養支援補助金188万2,000円などを計上しております。

122ページを御覧ください。

5目環境衛生費でございます。123ページになります。18節負担金補助及び交付金におきまして、次の124ページ下段に、脱炭素社会の実現に向けた取組といたしまして、住宅

への設置に対して補助をする蓄電池・太陽光発電設置補助金2,300万などが計上されております。

131ページを御覧ください。

3目し尿処理費になります。うち、18節負担金補助及び交付金におきまして、新たな一部事務組合であります茨城県中央環境衛生組合の負担金3,601万5,000円などを計上しております。

136ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費になります。138ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、140ページの下段にございます、笠間の栗で生産規模拡大を目指す生産者へ支援する栗生産規模拡大支援事業補助金1,000万円などを計上してございます。

147ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費になります。148ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、150ページ中段にございます、市内で創業する方を支援する創業支援補助金210万円、創業する女性を支援するために女性創業支援事業補助金100万円などを計上しております。

152ページを御覧ください。

第2項観光費、2目観光振興費になります。153ページ、12節委託料におきまして、年間を通じまして誘客促進と地域経済の活性化を目的とし、市内の大規模会場で開催するイベントに対して補助をする市内誘客促進イベント支援事業委託料242万円を計上しております。

次に、3目観光施設費になります。155ページを御覧ください。14節工事請負費におきまして、令和5年度から2か年の継続事業といたしまして、笠間工芸の丘のセンタープラザを中心に創作研修室などの改修工事費2億9,714万円を計上しております。

160ページを御覧ください。

第7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費になります。うち、14節工事請負費におきまして、次の161ページの1段目にございます、スマートIC整備工事費4億5,200万円などを計上しております。

次に、4目幹線道路整備費になります。うち、次の162ページを御覧ください。12節委託料において、通学路安全プログラムに位置づけられた市道整備に関する測量設計等委託料1億2,940万円を計上しております。

次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費になります。163ページを御覧ください。12節委託料、次の164ページにございます、前回の更新から約10年を経過した都市計画図を更新する都市計画基本図更新業務委託料9,477万6,000円や、14節工事請負費において、安居工業地域内の市道交差点改良工事などの整備に係る道路新設改良費9,800万円などを

計上しております。

174ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費になります。うち、175ページを御覧ください。17節備品購入費において、第17分団の消防ポンプ自動車購入費用など3,295万5,000円などを計上しております。

次に、4目災害対策費になります。177ページを御覧ください。17節備品購入費におきまして、避難所環境の向上といたしましてプライベートテントやテントトイレなどの拡充、また飲料水の確保として組立て式給水タンク購入、さらには悪路走行に強い消防車両の購入費用など1,967万6,000円を計上しております。

178ページを御覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費になります。令和5年度に友部中学校をモデル校として行いました校内フリースクールを、令和6年度は市内中学校・義務教育学校全校に拡充をするため、パート報酬786万2,000円などを計上しております。また、幼児教育時から義務教育修了まで、発達段階に応じた学び支援をスムーズに行う保幼小中連携コーディネーターを配置するため、パート報酬630万9,000円を計上しております。

187ページを御覧ください。

第2項小学校費、3目学校建設費になります。14節工事請負費におきまして、北川根小学校校舎の長寿命化改修工事を2か年にわたり進める令和6年度分といたしまして、学校整備工事費2億1,276万3,000円を計上しております。

209ページを御覧ください。

第6項保健体育費、3目給食センター費になります。そのうち、210ページ中段にございます。10節需用費におきまして、条件を緩和し、小中学校における第3子以降の給食費無償化分を含めた賄材料費1億8,749万6,000円などを計上してございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ75億5,300万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧願います。

初めに、歳入ですが、1款国民健康保険税13億7,972万7,000円は、一般被保険者等の現年課税分及び滞納繰越分の保険税で、前年度比較2,043万7,000円の減は、被保険者数の減少によるものでございます。

4款県支出金52億7,350万6,000円は、保険給付等交付金で、前年度比較2,855万4,000円の減は、主に被保険者数の減少に伴う医療費等の普通交付金及び各事業費等の特別交付金の減額によるものでございます。

6款繰入金8億3,996万3,000円は、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較7,608万3,000円の増は、主に財政調整基金繰入金の増額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページを御覧願います。

2款保険給付費51億7,158万5,000円は、療養給付費や高額療養給付費等で、前年度比較856万9,000円の減は、主に出産見込み数の減少に伴う出産育児諸費の減額によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金21億2,224万8,000円は、県へ支出する納付金で、前年度比較2,860万1,000円の増は、医療費の増額によるものでございます。

5款保健事業費9,920万9,000円は、特定健康診査等事業費及び人間ドック等の検診費補助金等で、前年度比較501万1,000円の増は、主に特定健康診査委託料の単価引上げによるものでございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億1,400万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書より御説明をいたします。

5ページを御覧願います。

初めに、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料9億6,843万6,000円は、特別徴収及び普通徴収の保険料で、前年度比較1億4,360万円の増は、被保険者数の増加によるものでございます。

次に、4款繰入金2億4,341万8,000円は、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較1,903万1,000円の増が、保険基盤安定繰入金等の増額によるものでございます。

次に、歳出でございます。

6ページを御覧願います。

1款後期高齢者医療広域連合納付金12億1,216万4,000円は、茨城県広域連合へ支出する保険料等の納付金で、前年度比較1億7,018万9,000円の増は、被保険者数の増加に伴うも

のでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ78億8,100万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条では、歳入歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

続きまして、7ページをお開き願います。

事項別明細書総括により主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料17億3,389万6,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較1億3,757万6,000円の増額は、被保険者数の増加と保険料の改正によるものでございます。

3款国庫支出金17億440万9,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款支払基金交付金20億4,126万7,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金の11億3,389万7,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款繰入金12億5,838万3,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費2億176万円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款保険給付費73億9,277万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、前年度比較9,210万円の増額は、サービス利用者の増加や介護報酬の改定によるものでございます。

4款地域支援事業費2億7,603万1,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的継続的ケアマネジメント支援事業費任意事業費等でございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,100万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書、総括により説明いたします。

7 ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款サービス収入2,046万6,000円につきましては、介護予防給付のケアプラン作成手数料の収入でございます。

次に、歳出でございます。

8 ページをお開き願います。

1款総務費877万1,000円は、地域包括支援センターの運営に係る人件費でございます。

2款サービス事業費1,149万6,000円は、ケアプラン作成の委託料でございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、年間患者数では入院を延べ9,855人、外来を延べ2万3,571人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を97人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を8億8,183万9,000円とし、内訳といたしまして、第1項医業収益8億479万2,000円は、主に入院収益、外来収益で、第2項、医業外収益7,704万4,000円は、他会計負担金及び補助金などを計上するものでございます。

支出の第1款病院事業費用の総額を9億8,120万3,000円とし、第1項医業費用の9億3,676万1,000円は、給与費や材料費、経費、減価償却費などを計上するものでございます。第2項医業外費用の4,143万8,000円は、病児保育運営費や地域医療センター笠間施設管理費などを計上するものでございます。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入を9,088万2,000円とし、内訳といたしましては、第1項企業債に3,300万円、第2項出資金に5,513万2,000円、第3項補助金に275万円を計上するものでございます。また、支出の第1款資本的支出を1億1,301万3,000円とし、内訳といたしましては、第1項建設改良費で、医療機器等の更新に7,073万3,000円、第2項企業債償還金に4,228万円を計上するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、医療機器購入に係る財源として、病院事業債を起すものでございます。

第6条、一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第9条、他会計からの補助金ですが、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を1億2,995万6,000円と定めるものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第38号から議案第40号について御説明申し上げます。

初めに、議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、第1款水道事業収益は18億4,839万2,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項営業収益16億6,278万6,000円は水道料金及び加入金を、第2項営業外収益1億8,560万2,000円は、長期前受金戻入及び雑収益を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款水道事業費用は17億818万9,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項営業費用16億2,578万3,000円は、水道水の供給費、動力費や薬品費、総係費等でございますが、そちらの費用、また県水の受水費及び減価償却費を、第2項営業外費用6,700万2,000円は、企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費として1,500万を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、こちらの内容につきましては2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は12億9,593万2,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項企業債12億7,800万円は、新穴戸浄水場及び旭町中継場、また老朽管の更新工事費等に充当するための借入額を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございますが、第1款資本的支出は16億8,383万4,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項建設改良費14億584万5,000円は、新穴戸浄水場の整備や旭町中継場建設、また老朽管の更新、その他新規の配水管布設工事費等を計上したものでございます。第2項は、企業債償還金として2億7,798万9,000円を計上してござ

います。

第5条、企業債でございますが、宍戸浄水場整備事業の限度額を2億6,800万円、中継場建設事業の限度額を8億5,100万円、老朽管更新事業の限度額を1億5,900万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第6条は一時借入金限度額を1億円と定めるもの、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもの、また第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金をそれぞれ記載のとおりとするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、第1款工業用水道事業収益は3,357万2,000円で、その内訳の主なものは、第1項営業収益2,950万4,000円で、工業用水道料金を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款工業用水道事業費用は2,957万9,000円で、その内訳の主なものは、第1項営業費用2,757万4,000円で、原水及び浄配水費及び減価償却費を計上したもの、また第2項営業外費用100万1,000円は消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第5条は議会の議決を経なければ流用できない経費を、また第6条はたな卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。この予算につきましては、公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計を合算した予算となります。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、

第1款下水道事業収益は22億9,963万2,000円で、その内訳でございますが、第1項営業収益8億7,212万円は、公共下水道の使用料及び農業集落排水の使用料が主なものでございます。第2項営業外収益14億2,751万2,000円は、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款下水道事業費用は22億9,963万2,000円で、その内訳でございますが、第1項営業費用は20億7,542万2,000円で、公共下水道の処理場やポンプ場、また農業集落排水処理施設の修繕費や動力費などの維持管理費及び減価償却費を計上したものでございます。第2項営業外費用2億1,401万円は、企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、内容につきましては、2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は11億1,878万3,000円で、その内訳でございますが、第1項企業債8億5,460万円は、公共下水道管路施設工事や農業集落排水処理施設更新工事等の事業費に充当するための下水道事業債及び資本費平準化債を計上したものでございます。

第2項一般会計出資金1億1,499万1,000円は、主に企業債元金償還の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

第3項工事負担金1,629万8,000円は、主に受益者からの負担金収入を計上したもの、また第4項国庫補助金8,145万円及び第5項県補助金5,144万4,000円は、公共下水道及び農業集落排水の整備事業費に対する国・県からの補助金を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款資本的支出は18億4,748万7,000円で、その内訳でございますが、第1項建設改良費4億4,612万円は、公共下水道の管路施設や更新工事費、また農業集落排水市原地区処理施設の更新工事費が主なものでございます。第2項企業債償還金14億136万7,000円は、企業債の元金償還金でございます。

第5条、企業債でございますが、公共下水道及び農業集落排水の事業費用や、これまでの借入金の一部を施設の償却期間に合わせて繰り延べするための資本費平準化債について起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

3ページをお開きください。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、また第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金の額をそれぞれ記載のとおり設定するものでございます。

以上で議案第40号についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月29日午後2時に開会いたします。

なお、29日は午前10時から補正予算審査のため各常任委員会を開催しますので、間違いのないよう御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 飯 田 正 憲